

資料 18 広告事業における行政財産使用料の参考価格・算定式

1 広告事業における行政財産使用料の参考価格・算定式

(1) 屋内広告事業

ア 屋内広告は、行政財産の目的外使用許可を受け、目的外使用料を市に支払うこと。

イ 自主事業の事業収支上は、次の価格を参考とすること。

施設	参考価格・算定式
郡山総合体育館	6,982 円/㎡×屋内広告物面積 (㎡)
開成山陸上競技場	6,837 円/㎡×屋内広告物面積 (㎡)
開成山野球場	9,648 円/㎡×屋内広告物面積 (㎡)
開成山弓道場	11,897 円/㎡×屋内広告物面積 (㎡)

※ 使用許可日数は365日とした。

※ 広告掲載料は不要とする。

(2) 屋外広告事業

ア 屋外広告は、郡山市屋外広告物条例の規定に基づき、開成山野球場のスタンド、フェンス等に限り認めるものとする。

イ 実施にあたっては、行政財産の目的外使用許可、屋外広告物の許可を受け、行政財産使用料を市に支払うこと。

施設	参考価格・算定式
開成山野球場	9,648 円/㎡×屋内広告物面積 (㎡) 【資料 19-「郡山市開成山野球場広告取扱業者募集公募型プロポーザル実施要領】参照

※ 屋外広告物許可料、広告掲載料は不要とする。

2 留意点

ア 上記価格は応募者の提案にあたっての参考金額（年額）である。

イ 実際の使用料は、郡山市行政財産使用料条例に基づき、市において算定し決定するため、参考価格から変更となることがある。